

写

三議第142号

三重県議会議会改革諮問会議

三重県議会基本条例第3条に規定する基本方針、その他議会改革に関し、本県議会がこれまで取り組んできた内容について、三重県議会議会改革諮問会議設置条例第2条の規定により、貴諮問会議の意見を求めます。

平成21年10月10日

三重県議会議長 三 谷 哲 央